

四日市市訓令第5号

庁 中 一 般
各 公 所

四日市市事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市事務専決規程の一部を改正する規程

四日市市保健所処務規程（昭和35年四日市市訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

改正後					
別表第2（第5条関係）					
個別事項					
事項	市長	事務専決			備考
		副市長	部長	課長	
(略)					
〔市民文化部〕					
○市民生活課					
1 から 9 まで (略)					
1 0 多文化共生推進に関すること。	(略)				
1 1 <u>ダイバーシティ社会</u> に関すること。			<u>重要</u>	<u>軽易</u>	
(略)					
〔健康福祉部〕					
(略)					
○高齢福祉課					
1 (略)					
2 <u>老人福祉法（昭和38年法律第133号）による措置等に要する費用</u>				○	

の徴収					
3 成年後見制度の審判 に関すること			○		
4 介護保険法（平成9年 法律第123号に基づ く国民健康保険団体連 合会への委託に係る執 行伺及び支出命令）			執行伺	支出命令	
○介護保険課					
1 から 7 まで （略）					
8 介護給付及び予防給 付に関すること。	（略）				
9 高齢者施策推進本部 に関すること。			重要	軽易	
（略）					

改正前					
別表第2（第5条関係）					
個別事項					
事項	市長	事務専決			備考
		副市長	部長	課長	
（略）					
〔市民文化部〕					
○市民生活課					
1 から 9 まで （略）					
10 多文化共生推進に 関すること。	（略）				
（略）					
〔健康福祉部〕					
（略）					

○高齢福祉課					
1 (略)					
2 <u>高齢者施策推進本部 に関すること</u>			<u>重要</u>	<u>軽易</u>	
3 <u>老人福祉法（昭和38 年法律第133号）によ る措置等に要する費用 の徴収</u>				<u>○</u>	
4 <u>成年後見制度の審判 に関すること</u>			<u>○</u>		
○介護保険課					
1 から 7 まで (略)					
8 介護給付及び予防給 付に関すること。	(略)				
(略)					

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(総務部総務課)